

応急仮設住宅の供与期間の延長について(案)

資料2

- 大熊町、双葉町については、令和4年度に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたが、現時点では、町民の帰還の受け皿となる住宅の整備を始め、生活再建に一定の期間を要する。
- このため、国及び両町との協議を踏まえ、両町に係る応急仮設住宅の供与期間を令和7年3月末まで1年間延長する。
- なお、令和7年4月以降の供与については、今後判断する。

【参考】供与期間の延長イメージ

	現行	今後	
	R5年度 (R5.4~R6.3)	R6年度 (R6.4~R7.3)	R7年度以降 (R7.4~)
大熊町 双葉町 (全域)	供与	供与を延長	今後判断

※応急仮設住宅供与戸数:大熊町・双葉町 計648戸(R5.4.1現在)